

発大監第 77 号

平成 30 年 3 月 15 日

大山町長 竹口 大紀様
大山町議会議長 杉谷 洋一様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 西山 富三郎

平成 29 年度定例監査の結果について (提出)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項及び第 7 項並びに大山町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

第 1. 監査の要領

- 1 監査の種類 平成 29 年度定例監査
- 2 監査の期間 平成 30 年 2 月 9 日 (金) ・ 15 日 (木)
- 3 監査した者 監査委員 石黒澄男 監査委員 西山富三郎
- 4 監査対象部署 農林水産課、観光商工課、人権・社会教育課
- 5 監査に立ち会った職員、団体の職・氏名
農林水産課 課長 末次四郎
観光商工課 課長 持田隆昌 、課長補佐 諸遊剛史
人権・社会教育課 課長 西尾秀道
- 6 監査場所 大山町御来屋 328 番地 大山町議会委員会室

第 2. 監査実施内容

事前に、全課を対象とした補助金等についての調書作成を依頼し(資料 1)、その中から、目的明示のない(根拠法令が大山町補助金等交付規則(資料 2)のみの)補助金、繰越金が発生している補助金、数年に亘って予算決算がほぼ同額で、変化が少ない補助金等を抽出した。

これらの補助金を多く管轄する、農林水産課、観光商工課、人権・社会教育課をさらに抽出した上で、2 月 9 日、15 日の 2 日間、該当の補助金について監査を行った。監査対象とした補助金、及びその数値は(資料 3)のとおりである。

第3. 監査結果

この度の監査は、結果的に、これまで監査対象とされにくかった多くの、少額あるいは団体助成のための補助金を対象とすることとなり、当初の目的とは異なる部分での多くの確認を行うことができた。

監査結果として次の点が挙げられる。

- 1 この度の、目的明示のない(根拠法令が大山町補助金等交付規則のみの)補助金については、再度確認を行ったが、別作成の目的等を謳った要綱等は存在していなかった。
- 2 補助対象事業の繰越金額については、近年、ほとんどの補助金で減少となっている。繰越金が発生している補助事業の多くに、その他の収入が見受けられるが、繰越金がなければ、年度当初に事業費の立替が必要となる事業もある。
- 3 この度の調書の添付書類として、補助金交付申請書等の一部の写しの提出を求めたが、規則で示してあるにもかかわらず、様式がまちまちとなっていた。
- 4 大山町補助金等交付規則第9条に規定されている、「台帳の整備等」については、全く行われていないことを確認した。
- 5 会計事務的に、補助事業等の検査結果通知書の写が補助金等交付請求書に添付されていない。
- 6 多数の補助金の対象事業の事務を町職員が行っている現状にある。

【監査意見】

住民に直接対応している町補助金は、対応に苦慮すべき点が多いものと思われる。

しかし、補助金の該当にならない人から、この補助金がこの該当者(団体)に何故交付されているのかと問われたときに、しっかり答えることができるようにしておくべきであるとの観点は、公正・公平な公金の支出が求められる以上重要な点である。(町長が「うん」と言えば出る。とならないように。)

このような観点で、次の4点について意見を述べることとする。

- 1 大山町補助金等交付規則(資料2)中には、第3条(責務)、第6条(交付の決

定)、第7条(交付の条件)、第17条(補助事業等の遂行の指示)等の中に、「交付の目的」が謳ってあるが、この目的の確認をするべき箇所が存在していない。

あえて存在しているとすれば、補助金名のみである。この度の調書に示した、「意図」でもよいのであって、何かに示されていることが必要であるとする。

2 補助対象事業の繰越金額については、近年、ほとんどの補助金で減少となっているが、実績報告に伴う精算では、補助事業全体の決算額を

収入額 - 支出額 = 0円とする方法と

補助金額 - 支出額 = 0円とする方法等様々となっている。

補助対象事業がその他の収入を得ている場合には、そのモチベーションを維持するためにも(頑張られた事業の補助金が、頑張られるほど減額となってしまうためにも)、一律で繰越金0円を目指す、あるいは補助金額を減額することには課題が残るところであるが、今回の調査の中では見られなかったものの、繰越金額が増加を続ける対象事業への補助金の額は、間違いなく見直しが必要である。

また、少なくとも、町職員が事務局を兼ねる補助金については、単年度精算により、極力繰越金が発生しないような方策を図るべきである。

3 交付規則第9条の「台帳の整備」については必要なものとする。最低限のものでよいので、台帳の様式を設定しておくことも、大切ではないか。また、必要でないのなら、規則改正を行う等、何らかの対処をされるべきである。

4 交付規則第21条第1項第2号の「補助事業等の検査結果通知書の写」が補助金等交付請求書の添付書類としてあるが、その存在が確認できない。

額の確定通知書が検査調書の代替とされている現状であり、何らかの対処が求められるのではないかと懸念される。

まとめ

規則がある以上規則に従うべきだが、反面、現状に沿わない規則は、結局、徹底ができない原因となりうる。民間では、当然に規則・規程にしばられ、またそれが一般的である。あくまでも、条例規則等に則って行われているかどうかを確認することが、監査として指摘すべき部分と考えられるので意見としたが、この意見を踏まえ、より公正・公平な補助金交付となるよう努められたい。